

公 開 申 入 言

全国霊感商法対策弁護士連絡会

代表世話人	弁護士	伊 藤 和 夫
代表世話人	弁護士	平 岩 敬 一
代表世話人	弁護士	廣 谷 陸 男
代表世話人	弁護士	馬 淵 一 顕
代表世話人	弁護士	声 田 禮 一

(連絡先) 新宿区新宿一―一七 ユスモ新宿御苑ビル五階

東京共同法律事務所 TEL 〇三―三三三―一三三三

FAX 〇三―三三五―一〇四四五

右連絡会事務局長 弁護士 山 口



一九九八年一月二日

～ 申 入 の 趣 旨 ～

一 当連絡会は、いわゆる霊感商法による被害者の救済と被害の根絶のために一九八七年五月に全国の約三〇〇名の弁護士によって結成された連絡会です。

当連絡会は、右霊感商法を組織的に推進して資金源としている世界基督教統一神霊協会(以下「統一教会」)の創始者であり、信者が「真(まこと)のメシア」として絶対視している教祖文鮮明が、一九九九年二月初旬に日本に入国するべく、統一教会の幹部や関係する国会議員及びその秘書に工作させているとの情報を得ました。これは、同年二月七日に日本国内の会場で行なわれる予定となっている合同結婚式に出席し、組織を立て直し同人への献金指令をより確実に実行させるためのものです。当連絡会は、同人の入国を後記理由により許可するべきではないと考えますので申し入れます。

二 また、文鮮明は、統一教会グループの財政的な危機を乗り切るために、これまでに以上に高額の献金(毎月数十億円)を文鮮明に提供させるべく、組織の立て直しをねらって、韓国人信者を多数日本に入国させ、各地区組織の責任者に就任さ

せています。その人数は数百人に及んでいます。彼らは文鮮明の指示で全国各地の地域や地区の責任者として配置され、日本人信者に厳しい資金集めを指示しています。その実態は、信者に対し、霊界での恐怖をおおって畏怖した信者の全財産を統一教会に提供させようとするもので、宗教活動としての許容範囲を逸脱した違法なものであると考えられます。

よって、このような韓国人信者の入国及び在留期間延長の許可についても厳重な調査の上、安易に許可をなさないよう申し入れます。

千代田区永田町二―三―一
内閣総理大臣 小 淵 恵 三 殿

千代田区霞ヶ関一―一―一
法 務 省
法 務 大 臣 中 村 正 三 郎 殿

千代田区霞ヶ関二―二―一

外 務 省

外 務 大 臣 高 村 正 彦 殿

千代田区霞ヶ関三―二―二
文 部 省

文 部 大 臣 有 馬 朗 人 殿

千代田区霞ヶ関一―一―一

法 務 省 入 国 管 理 局 (入 国 在 留 課)
局 長 [REDACTED] 殿

千代田区霞ヶ関二―二―一

外 務 省 大 臣 官 房 領 事 移 住 部 外 国 人 課
課 長 [REDACTED] 殿

千代田区霞ヶ関三―二―二

文 化 庁 宗 務 課
課 長 [REDACTED] 殿

〈文鮮明の入国を許可すべきでない理由〉

一 文鮮明は、アメリカで脱税のため実刑判決をうけてこれが確定し、一九八四年七月二〇日から約一年ダンペリー刑務所に入獄していました。同人はこれが冤罪であったとして開き直り全く反省の情を示していません。

二 統一教会は、献金強要事件で再三その法的責任を認める判決を受けています（福岡事件では平成九年九月一八日最高裁判所判決。その他、平成八年一二月三日高松、平成九年四月一六日奈良、平成九年一〇月二四日東京の各地方裁判所、平成一〇年九月二二日東京高等裁判所の各判決）。また、同旨の仮差押決定は全国各地において約二〇件に及びます。

更に、霊感商法や献金強要、借金名目の金銭領得等のため現在合計三一件（原告数合計三一一名）の裁判が係属中であり、その社会的責任は重大であり、文鮮明はこれら違法行為について最高責任者です。

三 一九九二年八月、一九九五年八月、一九九七年一月及び一九九八年六月に行なわれた文鮮明夫婦が司祭となる合同結婚式は、いずれも社会問題になりました

五

た。文鮮明は更に一九九九年二月七日にも世界各地で合同結婚式をやると宣言しています。そのメイン会場を日本国内に設定して、文鮮明夫婦がその司祭として臨席することを目論んでいるのです。統一教会は現に横浜球場等関東一帯の会場を探しているとのことです。

この合同結婚式に参加した信者の相手異性との入籍については、平成八年四月二五日の最高裁判所判決を含めて合計約四〇件余の婚姻無効判決、審判が確定しています。このような事態は、公正証書原本不実記載罪等の犯罪を組織的に指示しているとも言えるものでその反社会性は重大であると考えます。

四 文鮮明は、一〇〇名を超える韓国人信者を日本各地の地域長、地区長、教会長、あるいは「国家メシア」更には本部の局長などとして日本に入国させて滞在させています。彼らは日本人信者に対して厳しい献金指示を各地で行なっています。その強烈な指示の実態は信者が我々に提供したビデオからも明白です。その節目が一九九九年二月七日の文鮮明の入国による合同結婚式の開催です。それまでに日本人信者に対し献金の厳しいノルマを課しており、このため信者らが奔走させられております。

六

その背景には、韓国経済の後退や日本統一教会の資金力の衰退に伴って、韓国の一和、一信石材、統一産業、韓国チタニウム、世一建設、世界日報等が大幅な赤字をかかえ、これに融資してきた韓国の第一銀行の破綻があります。文鮮明は韓国の統一グループ救済のため日本に献金のノルマを課し、合同結婚式でも資金集めを策しているのです。

五 現在統一教会は、世界平和（統一）家庭連合、世界平和女性連合、真（まこと）の家庭推進委員会、韓日人協会、天地正教、天地報恩太鼓等様々な統一教会のダミー団体名で合同結婚式参加者募集のための街頭署名、戸別訪問での署名集め等を全国で推進しています。「新純潔教育キャンペーン」として全国の街頭でチラシ付きのキャンディーを配り歩いているのもこの活動の一環です。このような新たな社会問題となる諸活動を指示しているのも文鮮明です。

六 文鮮明が過去に入国した際の実情は次の如きものでした。

- 1 一九七八年の入国の際には、来日の目的外活動である合同結婚式を日本国内で突然強行するなどしたため、その後の入国を認められなくなりました。
- 2 一九九二年三月末の入国については、金丸信代議員（当時）等の政治的圧力

七

により「北東アジアの平和を考える国会議員の会」との意見交換の名目で入国が認められたとされています。ところが、韓匡統一教会が発行している機関誌「史報」によると、三月二五日に入国して四月一日に離日した文鮮明の行動実態は次のとおりでした。

八

三月二六日 信者の歓迎会出席

三月二七日 本部教会で一〇〇〇人の信者、四〇〇人の職員らへ講義、三〇〇名のアジア平和女性連合の幹部（ダミー団体の信者）に講義

三月二八日 名古屋で信者に講義

三月二九日 宝塚修練所で一〇〇〇人の信者に講義

三月三〇日 統一教会の傘下企業である [] を視察し、議員との夕食会に「参列」

三月三十一日 統一教会の事業部的存在である株式会社ハッピーワールドを視察し、中曾根、金丸各議員と順次会談。統一教会傘下の新聞社である世界日報を視察

このような在日中の行動を見れば、国会議員との会議出席は入国の口実にす

ぎず、日本の統一教会組織のひきしめ、たて直しなど宗教活動を専らの目的とした入国であったことは明白です。

今回の入国は統一教会が公言している合同結婚式の日程にあわせたものであり、より直接的な宗教活動を目的とした入国であり、一層の社会的混乱をもたらすことが必至です。

七 イギリスやドイツ等においても、統一教会の反社会的活動の実態にかんがみて、一九九七年に入国を認めなかったと報道されています。

以上の次第で、文鮮明の入国を認めず、またこれ以上統一教会による深刻な社会問題を拡大させることのないよう特段の配慮をなされるよう申し入れます。